令和６年度の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項（共通）

○ 本市が所管する介護保険施設・事業所について、令和６年４月１日から算定を開始する加算等に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）等の提出期限を、特例的に**令和６年４月１５日（月）**とする取扱いとします。
○ 令和６年６月１日から算定を開始する加算等（例：介護職員等処遇改善加算）に係る体制届の提出期限は、原則どおりです。
○ 今回の改定で新設、又は新たな区分が設けられた次の加算について、届出がない場合は次のとおり処理します。
・「高齢者虐待防止措置実施の有無」→「基準型」
・「業務継続計画策定の有無」→「基準型」
・「介護職員等処遇改善加算」→なし
　従って、これらの加算を算定しない又は減算適用とならない場合で、他の加算等の内容に変更がない場合、体制届の提出は必要ありません。
※減算の要件に該当する施設・事業所は、必ず「減算型」である旨の体制届を提出する必要があります。
○ 算定要件が前年度の実績による届出・加算等（例：施設等の区分、中山間地域等における小規模事業所加算）については、必ず要件等を確認し、必要により体制届を提出してください。
○ 算定要件に変更がある加算等については、必ず要件等を確認し、必要により体制届を提出してください。
○ 「介護職員等処遇改善加算」を算定する全ての事業者は、体制届で加算区分の届出を行うことが必要です。旧介護職員処遇改善加算の加算区分は引き継がれません。届出を行わなかった場合、６月からは「なし」とみなされ、加算算定ができなくなります。